

優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準

制定 令和5年2月28日付4環気環第318号

第1 趣旨

この基準は、優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る実施要綱（令和4年12月27日付4都環公地温第2408号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る審査会（以下「審査会」という。）の意見も踏まえ、都市特有の課題の解消に資する機能（優れた機能）を有する太陽光発電システム（以下「機能性PV」という。）の基準を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- 1 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池モジュール、パワーコンディショナその他これらに付随する設備で構成されるもの
- 2 太陽電池モジュール 入射した光エネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電素子である太陽電池セル間をリードフレームで接続し、耐候性に優れた充填剤により封止し、受光面を耐衝撃性の強いカバーと裏面をフィルム等で挟み込んだ構造のもの
- 3 周辺機器 太陽電池モジュールを除く太陽光発電システムを構成する、太陽電池モジュールから商用電源に接続するまでのパワーコンディショナ、直流電力変換装置、配線接続部品、配線等の資機材
- 4 パワーコンディショナ 太陽電池モジュールが発電した直流電力を、住宅等で使用できる交流電力に変換する設備

第3 基準の適用期間

この基準の適用期間は、基準の施行日から令和6年3月31日までとする。

第4 機能性PVの基準

機能性PVは、次に掲げる全ての事項を満たす製品とする。

- 1 国内市場で入手可能なものであること。
- 2 規格化され、型式を有するものであること。
- 3 製品の保証期間（建材一体型における建材としての保証期間も含む。）を10年以上に設定するものであること。
- 4 次のいずれかに該当する製品であること。
 - (1) 太陽電池モジュール
次の要件を全て満たす製品であること。
 - ア 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること、国際電気標準会議（IEC）のIECEE-CB認証機関によって太陽光発電システムの種類に応じてIEC61215及びIEC61730シリーズの規格に適合することの認証を受けたものであること又はこれらと同等以上であること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
 - イ 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が別表1の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める基準変換効率以上であるものであって、かつ公称最大出力80%以上の出力保証期間を10年以上に設定するものであること。
 - (2) 周辺機器
周辺機器のうちパワーコンディショナは、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める系統連系保護装置等認証を受けたものであること又は同等以上であること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
- 5 別表2、別表3及び別表4の左欄に掲げる機能性の区分に応じ、当該右欄に定める要件を満たすものであること。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日付 4 環気環第 318 号）

この基準は、令和 5 年 3 月 2 日から施行する。

別表 1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

別表 2（市場における付加価値が高い機能性 P V の製品）

機能性の区分		要件
太陽電池モジュール	小型 （台形、三角形、建材形）	<ul style="list-style-type: none"> 面積が 1.0 m²未満であること。 形状が台形、三角形又は建材形（一辺と他辺が 2 倍以上のものであって、屋根建材のデザイン性を有するもの）であること。
	建材一体型 （屋根）	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅の屋根に設置できるものであること。 屋根の端部に設置可能な構造及び強度であること。 設計用基準風速（42m/s）に耐える強度であること。 鋼板等付帯型又は鋼板等敷設型の設置が可能であって、かつ配線等からの延焼を防止した構造であること。
	建材一体型 （屋根以外）	<ul style="list-style-type: none"> 屋根以外に設置できるものであること。 建材種類を指定すること。
	防眩型	<ul style="list-style-type: none"> 表面の入射角 60 度の反射率が 0.6%以下又は太陽電池セル上の光沢度（60 度）が 7.0 以下であること。

別表 3（市場における付加価値がやや高い機能性 P V の製品）

機能性の区分		要件
太陽電池モジュール	小型 （方形）	<ul style="list-style-type: none"> 面積が 1.0 m²未満又は一辺の長さが 1,200mm 以下かつ当該一辺と対辺ではない辺の長さが 1,000mm 以下であること。
周辺機器	P V 出力最適化	<ul style="list-style-type: none"> 一部の太陽電池モジュールに影等の影響で一時的な発電出力低下が生じた場合に、その影響を受けない他の電氣的に接続された太陽電池モジュールの発電出力の低下を緩和させる機能（以下「最適化」という。）を有するシステムであること。 パワーコンディショナの最大変換効率が 95.5%（力率 1.0 時）以上であること。 太陽電池モジュールからパワーコンディショナまでの間に直流電力変換装置を設置する場合は、当該装置の最大変換効率が 99.0% 以上であること及び当該装置の発電出力の最適化効果がある適用範囲を指定すること。 適合する太陽電池モジュールの仕様を示すこと。

別表 4（既存住宅の市場における付加価値がやや高い機能性 P V の製品）

機能性の区分		要件
太陽電池モジュール	軽量型	<ul style="list-style-type: none"> 重量が 10.0 kg/m²未満であること。